東京農工大学農学府・農学部計画評価委員会規程の一部改正

現行	改正	改正理由
本則 （組織） 第３条　委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。 (1)～(4)　（略） (5)　府中地区事務部事務長 (6)　（略） ２　（略）	本則 （組織） 第３条　委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。 (1)～(4)　（略） (5)　府中地区事務部事務部長 (6)　（略） ２　（略）	

附　則（令和３年４月１日規程第15号）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。